

令和5年度 第2回京丹後市美しいふるさとづくり審議会

会議録

1. 開催日時

令和5年11月21日（火）午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所

京丹後市役所峰山庁舎 201、202、203 会議室

3. 出席者

<審議会委員>

奥谷委員、片山委員、蒲田委員、木原委員*、中江委員、畑中委員、廣瀬委員

<アドバイザー>

審議会に係るアドバイザー 1名

市ゾーニング事業に係るアドバイザー 3名*

*オンライン出席

<事業者>

ゾーニング事業 実施事業者 1社

<事務局>

市民環境部 志水部長

生活環境課 宇野課長、大木室長、永美課長補佐、千賀係長、山下係長

4. 次第

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 議事

1 京丹後市再生可能エネルギーの導入に係るゾーニングマップ案について

2 1 に対するパブリックコメントの実施について

(4) その他

(5) 閉会

5. 公開又は非公開の別

公開

6. 傍聴人

あり（6名）

7. 要旨（議事経緯）

以下のとおり

■開会

事務局： 定刻となりましたので、ただいまより、「令和5年度第2回京丹後市美しいふるさとづくり審議会」を開催させていただきます。

本日はご多用の中、ご参集及びオンラインでのご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、会長よりご挨拶をいただきます。

会長： 失礼いたします。皆様、こんにちは。今日はたいへん良いお天気ですが、お天気が悪い日はみぞれや雪が混じるほど寒くなってまいりまして、この天候の急激な変化に付いていくのが本当にたいへんで、私たちだけでなく動植物もたいへんかなと思っております。

今日はお忙しい中、審議会の方にご出席をいただきましてありがとうございます。また後ほど、事務局の方からご紹介があるかと思えますけれども、アドバイザーの先生方にもオンラインでご出席をいただいております。よろしく願いいたします。

それから、本日も会場の方に傍聴者の皆様がたくさんお越しいただいております。ご熱心にご参加いただきましてありがとうございます。

今回の審議会は、協議会という方式をとっておりますので、傍聴者の皆様方からもご意見を頂戴することとなっておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

前回の審議会は6月30日でしたので、大体5箇月ぐらいが経過したというところですが、前回の審議会でもたいへん多くのご意見をいただきまして、概ね皆様方は、まず防災面での心配、また地質のことであるとか、動植物といった自然環境への心配をされておられました。

その後、そういった皆様方のご意見も踏まえて、本日また事業者の方からご説明がありますけれども、ゾーニング報告書という形で案としてまとまってきているところでございます。ぜひ忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

そしてこの審議会が終わりましたら、12月中にはパブリックコメントを予定されているということですので、ぜひご意見を盛り込んで、また点検をして参りたいなというふうに思っております。

皆様、どうぞよろしくお願い致します。

事務局： ありがとうございます。

ここで本日の審議会の成立について、確認の方をさせていただきます。本日は木原委員はオンラインでご参加いただいております。また、板倉委員、中川委員、俣野委員から欠席のご連絡をいただいております。

なお本日は、京丹後市美しいふるさとづくり条例の施行規則第16条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

間もなくかとは思いますが、副会長の片山様もご出席の予定です。また本日、アドバイザーの先生方にもオンラインでご参加をいただいております。

それではまず、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料はゾーニングに関する報告書という形になっております。報告書の他に説明資料として、ゾーニング事業の結果報告についてということで、青い表紙の資料を付けております。それと、名簿の方をつけさせていただいております。資料の方はそういった形になっております。資料の方は全て揃っておりますでしょうか。

それでは議事に入ります前に、本日の流れについて説明をさせていただきます。

本日ですけれども前回に続きまして、まず事業者様より、本市再生可能エネルギーの導入事業に関して説明させていただきます。

なお、本日の議題につきましては、風力発電事業計画に関する議題はございませんので、議題としてはすべてこのゾーニング事業に関する内容で進めていきたいというふうに思っております。

従いまして、本日は審議会ですけれども協議会というような形式も兼ね合わせた形で進めていきたいというふうに思っておりますので、傍聴者の方も含めて、またご意見があれば、様々ないただけたらというふうに思っております。

はい。それでは議事に入ってまいりたいと思います。ここからは、京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第 16 条の規定によりまして、議事進行を奥谷会長にお世話になりたいと思います。奥谷会長、よろしくお願いします。

会 長： はい。それでは皆様、よろしくお願いします。

いつも議事進行にご協力いただいておりますとおりでございますので、本日は報告が主となりますけれども、忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

それから、議事に入ります前に会議録の確認者を 1 名、指名させていただいておりますが、前回の審議会の流れということで、「資料 1」の委員名簿の順番で、広瀬委員にお世話になりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは議事に入ります。京丹後市再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング事業に係る説明ということで、事業者様よりご報告をお願いします。

事 業 者： はい。よろしくお願いします。

説明の方は、お手元の報告書を使ってご説明させていただきたいと思います。

◆「資料 2」に沿って本市再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング事業の結果報告について説明

会 長： 詳細なご報告をいただきましてありがとうございます。

たいへん情報量が多かったかなとは思いますが、まず委員の皆様の方からご質問があれば、お出しいただければと思いますがいかがでしょうか。

時間の関係で説明を省かれたところもあったかなと思いますので、ここをもう少し、説明して欲しいというところなどはございませんでしたでしょうか。

委 員： はい。ご説明ありがとうございました。

いろいろと膨大な作業をされたと思います。とはいうものの、例えば丹後町の風力発電

事業計画のエリアに関しては、調整エリアとなっています。

もし調整エリアで事業をするとなった場合、重要な事項に関して考慮するようにということで行くと、結局、従来の手続きとあまり変わらないというイメージでしょうか。

例えば調整エリアで、何か事業者さんが事業をしたいとなった場合に、そのへんの市のイメージを少しお聞きしたいというふうに思いました。

会 長： はい。アセスの手続きとの関係についてということですね。

事務局の方からお願いいたします。

事務局： はい。結論としましては従来どおり、環境影響評価法に基づく手続きを、一旦はしていただくという形になります。

会 長： ありがとうございます。その他、いかがですか。

アドバイザー： はい。このゾーニングを進める中で土砂災害対策として、土砂災害警戒区域であるとか砂防指定地を考えていらっしゃるということを資料で拝見したのですが、そもそも土砂災害警戒区域をGIS的にポリゴンで囲むというのは少し違うかなと思っておりまして、どちらかというとその警戒区域が含まれる流域全体が改変を加えてはいけない範囲として指定されるべきであって、そのためには山地災害危険箇所についても、もっと重視するべきであると思っているのですが、山地災害危険箇所については参考でしかないというような資料になっておりましたので、その点が少し気になったという次第です。

会 長： ありがとうございます。

こちらは事業者様の方からお答えいただけますでしょうか。

事業者： はい。ありがとうございます。先ほどのご指摘ですけれども、今回我々がこれらの項目を選定した基準といたしましては、国の基準、それから京都府の基準、これらをもとに選定させていただきました。

ただ、今のご意見を踏まえてもう一度再考はしたいと思います。しかしながら、原則は国の基準や京都府の基準を踏襲したいと現段階では考えているところでございます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

先生から何かご意見があればお願いいたします。

アドバイザー： はい。国や京都府の基準で、警戒区域とか砂防指定地などを指定するのは、保全対象の方をくぐるやり方で、土砂の動きの原因となるのはあくまでも上流域であって、指定範囲とはまた別にあるので、国が決めたからとかというのではなくて、最近では3年前の熱海の土石流災害で盛土が流れ出した問題などが、まさしくそうですけれども、土砂を盛土で置いたところが崩れだすというのは、その盛土の場所自体は警戒区域からは遥か遠いところでしたが、それでも影響しているということなので、流域全体を土地の改変をしてはいけないところと考える必要があると思います。

それと一番気になっているのは、それに関連してなんですけれども、多くの切土が出ると思うのですが、その処理した土をどこに持っていくのかということがたいへん気になっ

ておりまして、こういう時はたいいできるだけ近いところの谷を埋めるということが、よくなされるのですが、それが一番土砂災害で危ないところであって、今回、地形で見ますと 20 度以上のところはゾーニングをするということなのですが、盛土斜面の場合は 20 度でも十分危ないです。

従って、盛土の場合は 10 度とか、そういう決めごとをしておかないといけない。

土量にもよりますが、そのへんのところはまだ明確に示されていないので、盛土を含めた場合の地形の勾配のゾーニング、それと先ほど申しました流域を見た場合のゾーニングについては、地変の原因がどこにあるかということ考えた場合に、警戒区域そのものではなくて、その上流にあるということをしかりと考えたゾーニングが必要だと思います。

そのことを、私ははっきりと申し上げておきますので、それをまた参考にされて、いろいろご判断いただけたらありがたいと思います。以上です。

会 長： ありがとうございます。事業者様から何かありましたらお願いします。

事 業 者： はい。ご指摘いただきありがとうございます。先生のご指摘も踏まえまして、再考させていただきます。

しかしながら今回は、一般的な事業として具体的にどこでやるとか、そういうことが決まっている事業ではございませんので、先生の仰ったことすべてが適用できるゾーニングになるかどうかという、少し難しいかもしれませんが、今後の中で検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

会 長： ありがとうございます。その他、オンラインでご参加いただいております先生方や委員の皆様から、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

アドバイザー： はい。ではまず、単純な質問ですが、こちら保安林が保全区域に入っているのは、これは府の指摘に従ったということでしょうか。保安林にもいろいろあると思うのですが、一律で保全エリアにしたというのは、府の基準に従ってのことなのか、それとも市独自で何か判断基準があつてのことでしょうか。

事 業 者： 確か、国か府の基準であつたと記憶しております。市独自の基準で指定しているということはございません。

アドバイザー： 逆に市独自の基準で、この保全エリアを指定したというエリアはないという理解でよろしいですか。

事 業 者： はい。特にはございません。

アドバイザー： はい。わかりました。

その上で質問の 2 点目ですけれども、残されている例えば白地の調整エリアといった場所に、仮に平均的な規模で再エネを導入した場合に、京丹後市の脱炭素にどのくらい貢献するといったような試算はなされておりますか。

事 業 者： はい。今、ご指摘の内容では白地エリアに太陽光発電施設を設置した際、脱炭素にどのくらい貢献するのかというご指摘だったかと思いますが、エリアに限らずそこで発電したものが、周辺で使用していただける施設があるのであれば、調整エリアや白地エリアにか

かわらず、一定の貢献はあるのかなと思っております。ただし、どれくらいの規模でどの程度になるという試算はまだ現状できておりません。

アドバイザー： 本来、事務事業編と目標設定との両方のバランスで考える必要があると思うのですが、2016年の試算で京丹後市の脱炭素は3%ぐらいとなっており、この感じだと、直感的に考えると、相当な数の再エネ設備を導入したとしても、おそらく脱炭素は不可能ではないかなと思っておりまして、そういった次の課題に繋がる場所をしっかりと明確にするために、導入できる場所、例えば白地エリアに導入するとして、調整エリアの20%を導入できるとした場合には、脱炭素のためにはどのぐらいの導入が必要で、そのためには屋根置き太陽光の導入率がどのぐらい必要なのかといったレベルの机上の計算くらいはしておいたほうがいいたらと思うしております。おそらくこのままだと、脱炭素は無理だと直感的には少し感じるので、そういったところを次の課題として認識されるためにも、粗いもので構わないので、試算した方がいいのではないかと思います。

それともう1点が、これについては都道府県側でも結構問題になるのですが、独自に保全エリアを指定することは可能なのですが、法的な裏付けを同時に作らないと、概略図だけでは、例えば保安林内は種類によっては開発することができてしまうケースがあり得るので、ゾーニングだけでは守り切れない可能性があって、独自に法制度を設けるといったようなことが宿題になってくると思います。

そこら辺について、触れられていないのが若干不安なところですが、先ほどご指摘のあった土砂災害警戒区域に関しても、例えば構造物と建築物によって扱いが異なっていたり、実際に被害を受けるエリアが含まれているので、同じような条件で、避難警戒区域が被害を受けるのか受けないかといったようなことが議論になると思うので、法的な立てつけについては明示された方がいいのではないかと思います。

会長： ありがとうございます。

こちらについては、政策的な面もあるかと思いますので事務局の方で回答をお願いしますでしょうか。

2点、ご質問があったかと思います。

一つ目が、調整エリアについて脱炭素の目標達成のためにそこをどういうふうにするのか、またどれくらい導入すると脱炭素になるのかという試算をしているかということ。

2つ目が、市独自の保全エリアとして、何か法的な裏付けが必要ではないかということであったと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： はい。失礼いたします。

まず、一つ目の白地エリアへの導入率による脱炭素量の試算ということにつきましては、現在、市の方で脱炭素に向けた実行計画を進めており、試算するとすればその中ということになると思いますが、現時点でそういった試算はできておりません。今後の課題として検討したいと思います。

また、2つ目の市独自の保全エリアを指定することについては、現時点では考えており

ません。

会 長： ありがとうございます。

市の方で大規模な太陽光発電設備の設置に関する条例があったと思いますが、そういったものがありますといったことを少しお話いただけますでしょうか。

事務局： はい。失礼いたします。

本市におきましては、太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例というものをもっており、こちらにつきましては、市内全域に対して屋根置き以外で10kW以上の太陽光発電設備に関しましては、事前協議の上、申請していただく、また設置区域の近隣住民の方に対しましても配慮事項や設置規模等の内容の説明会等を実施していただき、一定の合意形成、理解促進を図ったうえで設置するといったことで条例を整理しております。

会 長： はい。事務局からの説明は以上ですけれども、先生いかがでしたでしょうか。

アドヴァイザー： はい。脱炭素量については、これから試算するというのを踏まえて、おそらく実際に試算を積み上げていくと、この状況だと厳しいなんてことが出てくる可能性もあると思います。そういったときに他の手段をどう講じるかということですか、場合によっては、エリアの一部見直しみたいなことも含めて柔軟に、エリア指定とセットで考える必要があると思います。他の自治体だとよくあるのが、ゾーニングで守るべきところは守って、そこで一安心して、終わりというケースが結構多いようなのですが、京丹後市さんはそこら辺のところはしっかり考えていらっしゃると思うので、次のステップとして期待したいと思います。

会 長： 先生どうもありがとうございました。

オンラインでご参加の委員や先生方から何かございますか。

アドヴァイザー： まず、本題に入る前に今日の資料の取り扱い上の注意について、事務局から会場の皆様には何かありますでしょうか。

こちらの情報は公開されているものでしょうか。

会 長： こちらの資料については、会場で配布しているのみでございます。

アドヴァイザー： はい。こちらの資料の中の生物に関する情報について、かなり詳しい生息地の情報なども書かれておりますので、そういった情報の部分には網掛けをしておくとか、この会議の後、どのように扱うのかということについて事務局からの見解をお願いします。

会 長： はい。ありがとうございます。事務局からお願いします。

事務局： はい。ただいま先生の方からご指摘いただいた内容につきまして、各項目の検討、精査をした上で、公開にあたり配慮すべき事項については対応させていただきたいと思います。

会 長： 先生からまた直接、アドバイスをいただけたらと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

アドヴァイザー： 確認ですが、現時点では公開されていないということでもよろしかったでしょうか。

事務局： はい。公開しておりません。

アドヴァイザー： 全体的な印象としては、この調整エリアで推進できるのか、できないのかというところ

については、まだ少し仕事をしなければできないところが多い感じのエリア分けになっているという印象です。

まずは小さく始めて大きく育てるという考え方ではそれしかないだろうとは思いますが、なかなかたいへんだなというふうにも思いました。

その時に、資料の表 1-3 で、このGISにレイアウトして整備した情報の参考と書いてあるところと、調整エリアとだけ書いてあるところをどのように参考にして、どのように議論して、今回の地域に指定するのかというところが、説明なり、議論なりがあった方がいいのかなというふうに思いました。

そこを進めて今回、もっと促進エリアを増やした地図をとかいうのは少し難しいかとは思いますが、今後の考え方みたいところで、参考にしたというだけでは少し粗すぎるというかそういったところをどう考えるのか、或いは実際の計画が立った時に、どう考えるためのというような方針なりを書き入れておく筋が通るといいますか、そういうふうに思っておりますがいかがでしょうか。

会 長： ありがとうございます。

事務局の方で、考え方についてご回答をお願いできればと思います。

事務局： はい。エリアの今後の進め方につきましても、方法ですとかこれまでこの間のヒアリング等、アンケート等も行ってきたわけですけれども、そのような形でどのような方法で、どのような方向性で検討していくのかということや文章としてということにつきまして検討していこうと思います。

会 長： パブリックコメントまでに、詰めていかないといけないかなというふうに思います。

特に調整エリアの白地部分をどうするのかというのが、少し曖昧になっていると思います。ここは促進するエリアなのかと勘違いする人もいるかもしれないので、きちんと文章化した方が良くと思いました。

その時に今、先生が仰ったように、どういう基準で進めるのか進めないのか、保全するのか促進するのかということや文章化したほうがわかりやすいのではないかとことです。

個別の事情なのでその状況になった時に考えますというのでは、少し説明としては足りないのではないかとそういうことかと思えます。

また、事務局の方でご検討いただければと思います。

会 長： はい。他に何かございませんか。

委 員： はい。ありがとうございます。

基本的な趣旨として、先ほど先生も仰ったように、一つは他の環境アセスの個別の事業所では、希少生物種に関しては公開しないと、ウェブ上には載せないということをされているので、こちらでも同じようなことがあったほうがいいのかと私もそこは気になったところです。

もう一つに関しては、こちら先生も仰ったことと同じご意見を別の言葉で表現したも

のになるかと思いますが、今回、国の補助金も活用する中でゾーニングをするという趣旨については、あらためて申し上げるまでもありませんけれども、このままいくと気候変動の影響でもう子供たちの未来がない、そういった中で促進区域をどれだけつくれるのが重要で、それではどうやったらうまく地域と連携しながら、建てていくことができるのか、作っていくことができるのかということを検討して、マップに落とし込むというものがその趣旨かと思いますが。そこから考えると促進区域というのは、ほぼないというような状態が趣旨に合ったものなのかどうかということとはなかなか難しい。

一方で、保全しなければいけない地域があるというのも、もちろんそこは承知するところですが、少しこのままで確定してしまうのは非常に怖い結果になってしまうというふうにも思います。

そこで、今後のお願いというところですけども、気候変動対策については、まず脱炭素を絶対やっていかなくてはならない。今後、化石燃料は使えなくなるだろうという中で、どうエネルギーを確保していくかとなったときに、脱炭素に向けたエネルギーの確保をこれぐらいしなければいけないということを整合性を図って見直していくという可能性、そのプロセスはあるということ報告書の最後に書き込んでいただくなり、これが確定版ではないという話ですので、促進のためにいろいろ工夫していく必要があるということは付記していただくということをお願いしたいと思います。以上です。

会長： ありがとうございます。

委員の皆様で他にご意見あればお願いします。

委員： はい。冒頭で私が調整エリアのことについて聞いたのはまさにそういうことで、これだと最初からこのぐらいのことはわかっていたという結論になってしまうと思うんです。

その昔、都市計画区域のときに、原案では市街から調整まで4区分あったのですが、いろいろと政治的な面や合意形成があって2つになってしまったのですが、多分、腕の見せどころはこの調整区域の中をより保全寄りの話とより促進寄りの話に分けてやっていくということをしないと、これがなかなか有効に機能しないということをおそらく他の先生方も仰っていると思うので、調整エリアとしているけど、実際はトーンに違いがあると思います。促進寄りの部分から本当に保全に近い部分まで。そこをぜひご検討いただいた方がいかなというふうに思いました。

会長： ありがとうございます。

では、傍聴者の皆様から何かご質問ご意見があれば承ります。

特にないようでしたら、私から事業者の方に2点、質問させていただきます。

まず、各町ごとのマップを今日配布していただきまして、その中の丹後町についてですが、こちらで風力発電を計画されていた区域があるのですが、この真ん中の辺りの位置に薄い緑色に斜めの線が引いてある箇所について、凡例では調整エリア【事業性】というふうに書いてあります。

自然環境法令についてはわかるのですが、よく見ると調整エリアの中でも社会的調整と

事業性に関する情報と書いてあるのですが、この辺を少し簡単に説明していただけないでしょうか。

事業者： はい。調整エリア【事業性】という網掛けのところは、これは傾斜が20度以上のところを表現しています。

社会的調整については、保安林ですとか河川区域、そういった規制されている場所というわけではないですけども、何らかの調整が必要なエリアの情報を重ねたものとなっています。

会長： どうもありがとうございました。

それと報告書の方で丹後半島第1の風力発電地域についての影響流域の地図が示されていますが、第2については今後、また書いていただけるようなことになっておりますでしょうか。

事業者： こちらはサンプルとして掲載しております、データとしては両方作っておりますので、資料としては今後お付けしたいと思っております。

会長： また、パブリックコメントでどこまで載せるかということにつきましては今後、専門の先生方のご意見もお聞きして、お願いしたいと思います。

それでは以上で、事業者の方からのご報告については、一旦終了とさせていただきます、この後は事業者の方がご退席後に、パブリックコメントの実施につきまして、協議をしていきたいと思っております。

では事業者の方、たいへんお疲れ様でした。ありがとうございました。

それでは、事務局からよろしく願いいたします。

事務局： はい。失礼いたします。

報告の前にいただいておりますご意見について、ご紹介させていただきたいと思っております。

資料2の54ページの下から2行目の工事中的というところからですが、アドバイザーの先生から、供用後の土砂流出や地盤の安定性に係るといった表現がありますが、この供用後というのが、どの地点を示すのかが少し曖昧な表現に思います。例えば供用終了後も含めてなのか、供用開始後のという意味合いなのかといったご意見をいただいております。またこちらにつきましては検討の上、修正をさせていただきたいと考えておりますので、ご紹介させていただきました。

そうしましたら、パブリックコメントに向けた今後のスケジュールについて、説明させていただきます。

◆「資料3」に沿ってゾーニングマップの策定スケジュールについて説明

会長： パブリックコメントの今後のスケジュールですとか、進め方についてご説明をいただきました。

今の説明についてご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

それでは、傍聴者の方からお願いをいたします。

傍聴者： はい。進め方のことについて、住民の意見がどれだけ反映されるのかというその担保の

関係についてですね。

風力発電事業の際、アセスに関わっての配慮書段階では、事業者から事前の説明会も含めて住民側から意見を表明する場があったわけですが、今回はパブコメという形では担保されておりまして、中間段階での住民に対する後半の説明会なり意見聴取の場というのを是非とも具体化していただきたいということが一つ。

それと事業者から提案をされましたけど、市として主体的にどう判断するのか、また議会も含めてそういう場をどう担保するかというこの2点を、ぜひ検討いただきたいということを申し上げたいと思います。

会 長： はい。ありがとうございます。では、事務局からお願いします。

事 務 局： この間、さまざまな機会を通じまして、説明をさせていただいておりましたが、ヒアリング等をさせていただく中でも、まだよくわからない部分があるというようなお声もお聞きしていることもございますので、必要に応じてまた検討させていただきたいと思います。

会 長： はい。議事の進行について、皆様ご協力をいただきありがとうございます。

それでは、事務局へお返しします。

事 務 局： はい。会長、ありがとうございました。

ここで、少しご説明の付け加えをさせていただけたらと思います。

今、傍聴者の方から市として市民の方の意見が具体的にどのように担保されるかというようなご意見いただきました。

この再エネ導入事業に関しては、個別具体的に行っていく開発事業とは少し異なっておりまして、このゾーニング業務の中身については、基本的には議会での答弁であったり、予算上のご説明であったり、いろんな機会を通してこういった業務をやっていきますよ、こういった事業者さんをお願いしてやっていきますよというところをご説明させていただいている経過がございますので、そこは風力発電事業の業者様がされているような住民説明会や事業説明会というのは、少し異なるやり方で取り組みをさせていただいております。

また今、意見としていただいているところで、今のうちにご説明しておいたほうがいいのかと思ったことが、会長のご意見にもありましたこの緑のエリアが何を表しているのかという部分ですとか、アドバイザーの先生からありました山地災害危険区域が入っていないというような意見につきまして、報告書の10ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらは土地利用に関して、レイヤーとして整理した情報を一覧にしたものです。その中で、保安林というのが濃いピンクに色塗りした部分があると思いますが、これは保全エリアとさせていただいている説明になりますし、この下に公益的機能別施業森林というものがあると思いますが、大部分の緑はこちらだと思ってください。

要はこれ森林整備計画という計画が山に対しては立てられておりまして、その森林整備計画の中でもゾーニングという作業が行われております。森林整備をしていくに当たって、公益的な機能をもった森林や、むしろ逆で、これは水源かん養を図っていきな

い森林というのが、その森林整備計画の中で整理させていただいているという状況です。

そこに計画上載っているエリアというのは、ほぼ山の全体になるのですが、もうこれがすべて緑ということで調整エリアに入っております。

このために、山地災害危険区域、基本的には山の中にあるものですので、調整区域として、同じ読み込み方をさせていただいているということで、山地災害危険区域の方は、今回の対象には入れずに森林整備計画の山地として全体を見させていただいているというようなことです。

また先生から、流域を指定してというような部分もお話いただいております。その前段で土砂災害警戒区域を含めた流域という形も、選択肢としてないわけではなかったのですが、その考え方をういてしまうとすべてが調整エリアであったり、保全エリアに入ってくるというようなこともございましたので、今回はそういうゾーニングはさせていただいていないという経過があります。

あと谷筋の盛り土という話もございましたけれども、盛り土に関して言うと、開発の方で協議ですとか許可を受けていく中で、一応対象として挙がっておりますので、ゾーニングに関して言うと、開発上、その制度を超えても注意していただきたいという部分で20度以上というラインを設けさせていただいております。

また、委員の方やアドバイザーの先生からいただいたご意見のとおり、本来、このゾーニングというのは脱炭素の計画と一対の関係でされるものです。

脱炭素は、再生エネルギーを作るという部分、エネルギー使用量を減らすという部分、それと既存のエネルギーを再生可能エネルギーに置き換えるという3つの考え方で進めていくものですけれども、その一つ目の作るという部分がこのゾーニングの中でどれぐらい作れるのかというのをきちんと確認をした上で、その中でどれだけの脱炭素が図れて、脱炭素では足りない部分を減らし、そして、更に再生可能エネルギーに置き換えるということを進めて、最終的にはカーボンニュートラルを目指していこうということが脱炭素の主旨ではあって、その作る部分になるべくこのゾーニングの中で選ばれた促進区域で選べる再生可能エネルギーの量をイコールにしていきたいという思いは、我々の方にもございます。

ただ今回、大規模風力発電事業計画の開発の話もございまして、まずは保全していくべきエリアというところに重きを置かせていただいたという経過がございます。しかしながら、このゾーニング業務は、あと半年という短期間でパブリックコメントもやりながら進めていくのですが、最終的にこのゾーニングも含めて作る部分で、どのぐらいの脱炭素量を確保していくのかという部分もやっぱり今後のゾーニングの中では盛り込んでいきたいなと考えております。

追加の説明は以上です。

アドバイザー： 今のご説明について、一つだけよろしいでしょうか。

会長： はい。お願いします。

今回はもちろんゾーニングがメインの事業であって、流域で分けると現実的にはほとんどのエリアが保全エリアか調整エリアになってしまうということはよくわかるのですが、実際に上流域で地形改変を伴う事業が行われた場合、当然下流域が被害に遭う危険性が増えるわけで、そういったことに備えてのゾーニングということも考えられますので、そう考えた場合に、やはり流域単位で考えるべきであるというふうに思いますし、ただその時に私の方から申し上げている流域というのは、いわゆる流域区分図であったり、規制としてよく行政ラインなどで使われているものではなくて、もしそれを使ったら本当に全部が保全エリアや調整エリアになってしまうのですが、まさしく危険箇所の土砂災害防止法に伴う警戒区域の指定範囲、或いは急傾斜、地すべり、砂防指定地のその範囲に、水が流れる集水範囲だけを厳密に取れば、かなり限定されたエリアになると思います。

その限定されたエリアにすれば安全とは言いませんけれども、逆に開発が考えられる地域というのも明確になるということ踏まえれば、危険度の高いところと低いところを明確にするためにも、集水区域を厳密に抜き出して狭い範囲になるかもしれませんが、流域という集水区域という単位が必要だと私は思っています。

その上でお考えいただけたら良いかと思えます。以上です。

事務局： はい。ありがとうございます。

まさに先生が仰っていただいたとおりでございまして、流域区分図で意見の方を述べさせていただいたということです。

どうしても流域区分図で見ますと、警戒区域を含むことすべてのエリアが、保全エリアなり調整エリアなりに入ってしまうことになるので、今回はそこを選択してないということですが、先生が仰っていただいたように、集水範囲を限定したうえで、実際に影響が及ぼすところを、個別具体的に見ていくやり方というのは、むしろ必要だと考えますので、仮に個別具体的な事業がある際は、きちっとそういうところを調べるようにという形で、何か方向付けをしていけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

アドバイザー： それでしっかりとした縛りができるのであれば、それで結構だと思います。

よろしく申し上げます。

■閉会

事務局： はい。ありがとうございます。

そうしましたら、本日も熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。

最後に副会長から、ご挨拶をいただけたらと思います。

副会長： 皆様、本日はご苦勞様です。

ゾーニングについては一応、それなりの結果を出していただいていると思います。

また本日、宿題をいただいた部分でまた後半の方、来年の春ぐらいままでまた調査をされるということで、それに続きましてホームページの方でパブリックコメントをこれからやっていくということでまた、事務局の方もたいへんだと思いますが、よろしく願いしたいと思えます。

事務局： 副会長、ありがとうございました。

以上で、本日は終了とさせていただきたいと思います。本当に長時間にわたりありがとうございました。